平成２１年（フ）第４６６号
千葉県八街市八街ろ148番地110
債務者　土谷　正美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８０号
千葉県白井市冨士80番地の１
債務者　杉村　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８７号
千葉県八街市勢田321番地13
債務者　牧野　由一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９８号
千葉県木更津市永井作１―11―３エルセリエ410、住民票上の住所千葉県木更津市祇園１丁目18番６号
債務者　地曳　　仁
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２１３２号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地１棟1416号
債務者　横井真裕美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３３号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地１棟1416号
債務者　横井　龍治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８７号
愛知県豊明市阿野町大高道10番地１　野村ハイツ203号
債務者　畑口由美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２３号
名古屋市名東区一社３丁目66番地　ビジョン一社202号
債務者　阪下かおりこと　阪下　克己
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４４号
名古屋市東区筒井１丁目２番58号
債務者　小川　栄子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８８号
愛知県岡崎市大門４丁目16番地10　アーバンライフ大門101
債務者　雨宮　豊一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
岡山県倉敷市茶屋町432番地２　パピヨン虫明102号
債務者　藤原　砂織（旧姓坪和）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１号
鹿児島県鹿屋市新栄町８番12号　105号
債務者　矢野　吉文
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
茨城県つくばみらい市東楢戸1247番地　（紫峰ヶ丘１丁目673街区１画地）メゾンリルリッシュ102号
債務者　寺田　晴美（旧姓池畑）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６２号
茨城県つくばみらい市小張4132番地134
債務者　佐々木一夫
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６３号
茨城県つくば市二の宮２―12―５　つくばペンションホテル　気付、住民票上の住所茨城県筑西市二木成628番地４
債務者　鈴木　克志
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６９７号
埼玉県三郷市早稲田６丁目19番地７
債務者　鈴木　昭仁
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７６８号
埼玉県所沢市大字牛沼148番地の１　エクセルハイツＡ―202、前住所埼玉県所沢市御幸町19番２　201号
債務者　村上　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部